

0059A6 JC

352124

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式



【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】

【提出先】

【氏名又は名称】

【住所又は本店所在地】

【報告義務発生日】

【提出日】

【提出者及び共同保有者の総数（名）】

【提出形態】

変更報告書第2

法第27条の25第

関東財務局長

弁護士 平川 修

東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

平成17年3月31日

平成17年4月7日

2名

その他

第1【発行会社に関する事項】

1【発行会社】

発行会社の名称	株式会社ディーアンドエムホールディングス
会社コード	6735
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	神奈川県相模原市相模大野七丁目35番1号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（リミテッド・パートナーシップ）
氏名又は名称	アールピー・ツー・アールエイチジェイ・コーインベストメント・ファンド・エル・ピー（RP II RHJ Co-Investment Fund L.P.）
住所又は本店所在地	ケイマン諸島グランドケイマン、ジョージ・タウン、ウォーカーハウス、私書箱 265号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	2001年6月29日
代表者氏名	クリストファー・ミネシャン（Christopher Minnetian）
代表者役職	取締役
事業内容	持株会社

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 東尾 知里
電話番号	03-(6888)-1000

(2)【保有目的】

経営参加（株式保有を通じた発行会社の支配権の取得）のために保有していたが、RHJ International に当該株式を現物出資することにより当該株券を処分した。
--

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	0		
新株引受権証券(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 0	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 0		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年3月31日現在)	S 87,765,680株
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	0%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	0.63%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成 17 年 3 月 30 日	株券	480,242	処分	現物出資

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

重要な契約について

提出者、Ripplewood Denon Acquisition L.P. 及び Ripplewood Denon Acquisition II L.P. (提出者、Ripplewood Denon Acquisition L.P. 及び Ripplewood Denon Acquisition II L.P. を「リップルウッド」と総称する。) 及び Koninklijke Philips Elecreibucs N.V. (「フィリップス」という。) は、株主間契約を締結していた。同契約中には次なる合意が存在した。

1. リップルウッド又はそれらの関連会社(「売却予定者」)が、それぞれが保有する株式の合計の 25% 以上の株式を売却する際には、フィリップスに対し、事前に当該売却内容を通知し、フィリップスの保有する株式を右売却株式に含めて売却するよう要求できる。逆にフィリップスはその保有する株式を右売却株式に含めるよう、売却予定者に対し要求できる。
2. フィリップスの保有する株式については、東京証券取引所における売却など一定の場合を除き、原則として、リップルウッドが先買権を有する。
3. フィリップスは、原則として発行会社の有議決権株式総数の 2% 以上を一定期間保有する。(本義務は当該期間の経過により終了している。)

リップルウッドは、上記株主間契約に基づく権利義務の全てを平成 17 年 3 月 31 日付で RHJ International に譲渡し、RHJ International はこれを承継した。

共同保有者について

上記株主間契約中、フィリップスの指名する取締役候補者 1 名について、リップルウッドが右候補選任につき賛成票を投じる旨の議決権の行使についての合意があった。

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	該当なし
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	
上記内訳 (具体的に)	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	

第3【共同保有者に関する事項】

1【共同保有者/1】

(1)【共同保有者の概要】

①【共同保有者】

個人・法人の別	法人（リミテッド・パートナーシップ）
氏名又は名称	リップルウッド・デノン・アキュジション・エル・ピー (Ripplewood Denon Acquisition L.P.)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島グランドケイマン、ジョージ・タウン、ウォーカーハウス、私書箱 265号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	2001年5月16日
代表者氏名	クリストファー・ミネシヤン (Christopher Minnetian)
代表者役職	取締役
事業内容	持株会社

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 東尾 知里
電話番号	03-(6888)-1000

(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	0		
新株引受権証書(株)	A	-	G
新株予約権証券(株)	B	-	H
新株予約権付社債券(株)	C	-	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 0	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 0		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年3月31日現在)	S 87,765,680株
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	0%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	45.61%

2 【共同保有者/2】

(1) 【共同保有者の概要】

① 【共同保有者】

個人・法人の別	法人（リミテッド・パートナーシップ）
氏名又は名称	リップルウッド・デノン・アキュジション・ツー・エル・ピー (Ripplewood Denon Acquisition II L.P.)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島グランドケイマン、ジョージ・タウン、ウォーカーハウス、私書箱 265 号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	2001年5月16日
代表者氏名	クリストファー・ミネシヤン (Christopher Minnetian)
代表者役職	取締役
事業内容	持株会社

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 東尾 知里
電話番号	03-(6888)-1000

(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	0		
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 0	N	0
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+0-P)	Q 0		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年3月31日現在)	S 87,765,680株
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	0%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	13.63%

3 【共同保有者／3】

(1) 【共同保有者の概要】

① 【共同保有者】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	アールエイチジェイ・インターナショナル (RHJ International)
住所又は本店所在地	ベルギー国 ブリュッセル 1050 ルイズアベニュー326
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	2004年6月28日
代表者氏名	ティモシー・コリンズ (Timothy C. Collins)
代表者役職	取締役
事業内容	持株会社

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 東尾 知里
電話番号	03-(6888)-1000

(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	45,323,160株		
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 45,323,160株	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 45,323,160株		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年3月31日現在)	S 87,765,680株
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	51.64%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	—

4 【共同保有者/4】

(1) 【共同保有者の概要】

① 【共同保有者】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	コーニンクレッカフィリップスエレクトロニクスエヌヴィ (Koninklijke Philips Electronics, N.V.)
住所又は本店所在地	グローエンヴァードセヴェグ 1 アイントホーベン、ザ ネザーランド
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	明治 24 年 5 月 15 日
代表者氏名	ジェラルド・クライスターリー (Gerald Kleisterlee)
代表者役職	プレジデント
事業内容	全世界のフィリップスグループ各社の適正な事業遂行の為の役務の提供

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	日本フィリップス株式会社 法務・知的財産・システム標準本部 奥田 寛
電話番号	03(3740)5801

(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	11,126,640		
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 11,126,640	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 11,126,640		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年3月31日現在)	S 87,765,680株
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	12.68%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	14.70%

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) アールエイチジェイ・インターナショナル(RHJ International)
 (2) コーニンクレッカフィリップスエレクトロニクスエヌヴィ(Koninklijke Philips Electronics, N.V.)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	56,449,800		
新株引受権証券(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 56,449,800	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 56,449,800		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年3月31日現在)	S 87,765,680株
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	64.32%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	74.57%

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that RP II RHJ CO-INVESTMENT FUND L.P., a limited partnership organized and existing under the laws of Cayman with its principal office at c/o Walkers, P.O. Box 265, Walker House, George Town, Grand Cayman, (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Osamu Hirakawa, Noritaka Niwano and Chisato Higashio, Attorneys-at-Law, of Anderson Mori & Tomotsune with offices at Izumi Garden Tower, 6-1, Roppongi 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan, jointly and each of them severally, to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 28th day of March, 2005.

RP II RHJ CO-INVESTMENT FUND L.P.



Name: Christopher Minnetian
Title: Director

(訳文)

委任状

ケイマン諸島グランドケイマン、ジョージ・タウン、ウォーカーハウス、私書箱 265 号に住所を有するアールピー・ツー・アールエイチジェイ・コーインベストメント・ファンド・エル・ピー（以下「当社」という。）は、東京都港区六本木一丁目 6-1 泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利・友常法律事務所の弁護士平川修、同庭野議隆、同東尾知里を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2005 年 3 月 28 日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

アールピー・ツー・アールエイチジェイ・
コーインベストメント・ファンド・エル・ピー

(署名)

氏名：クリストファー・ミネティアン
役職：ディレクター